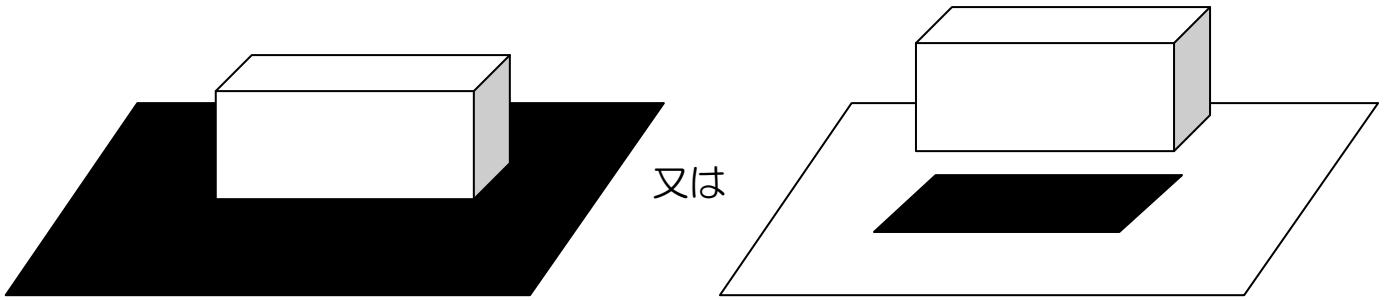


## 工場立地法の届出について

※届出が必要な工場（特定工場）とは、

業種が、製造業、電気・ガス・熱供給業（倉庫業・配送センターなどは非該当）であって、



敷地面積が9,000㎡以上

建築面積が3,000㎡以上

である工場が対象となります。

届出が必要なときは・・・

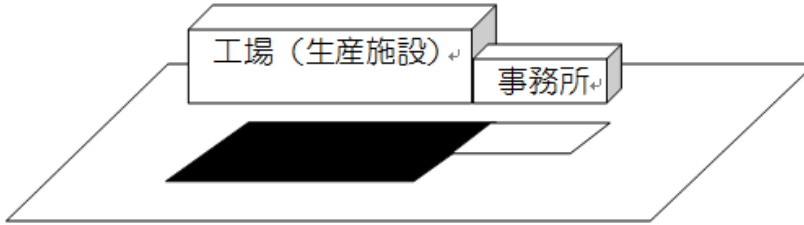
- ① 工場を新設する場合
- ② 敷地面積が増加又は減少する場合
- ③ 生産施設面積が増加する場合
- ④ 緑地・環境施設面積が減少する場合
- ⑤ 業種を変更する場合
- ⑥ 届出者の氏名、名称、住所の変更
- ⑦ 工場の譲り受け、合併等の承継

届出が不要なときは・・・

- ① 生産施設の撤去のみを行う場合
- ② 修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満
- ③ 緑地・環境施設面積が増加する場合
- ④ 生産施設以外の施設（倉庫・事務所）を新增設する場合
- ⑤ 会社や工場の代表者が変更した場合
- ⑥ その他、軽微と認められる変更

特定工場に該当する場合、以下の数値を満たす必要があります。

- ① 敷地面積に占める生産施設の面積の割合  
業種により65%以下とすること

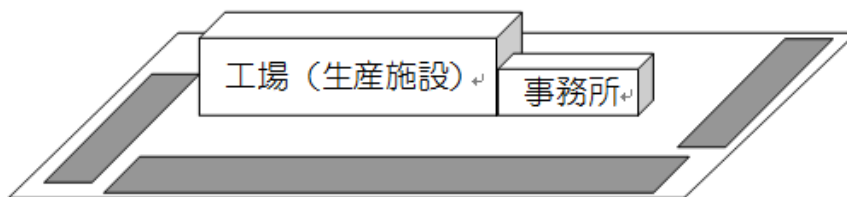


(※生産施設の面積：工場の部分の面積のみ。事務所、倉庫等の面積は除く)

- ② 小山市が定めた

1. 『敷地面積に占める緑地の面積』の割合
2. 『敷地面積に占める環境施設（緑地・広場・運動場・池・噴水等）の面積』の割合

		緑地面積率	環境施設面積率
第1種区域	準工業・工業区域	10%以上	15%以上
第2種区域	工業専用区域	5%以上	10%以上
第3種区域	第1種・2種以外の工業団地	10%以上	15%以上



【昭和49年6月28日以前から操業している工場（既存工場という）の特例】

工場立地法施行（昭和49年）以前に設置されている工場、いわゆる「既存工場」については、生産施設のスクラップ&ビルドや生産施設の増設を行う場合、上記の面積率ではなく、ビルド分の生産施設面積から逆算される相当分の緑地を整備する必要があります。

※それでも緑地面積を確保できない場合や、詳しい内容については工業振興課へお問合せください。